新潟白根総合病院　診療情報提供の説明書

提供の目的

・当法人におきましては、患者様と私たち医療従事者が診療情報を共有することにより、患者様が疾病と診療内容について十分に理解し、医療従事者との間のより良い信頼関係を構築し、質の高い医療を提供することを目的とし開示を行っております。

提供の範囲

・原則として、患者様本人とします。
・本人以外の場合
　① 法定代理人
　② 法定相続人（遺族）
　③ 任意後見人
　④ 代理権を与えられた親族
　⑤ 患者のお世話をしている親族及び縁故者

申請書の提出

・申請書はもれなく記入をお願いします。不備がある場合は受けられないことがあります。
・申請書は直接、病院医事課受付にご持参をお願いしております。その際、患者様ご自身であることを証明してただく必要があります。また、本人以外の場合は委任状や患者様との関係を証明する書類の提出もお願いしております。郵送では受け付けておりません。

申請時の提出書類について

・すべての申請者に共通して必要な書類は以下の 2 点です。
1．　診療記録（カルテ）開示申請書
2．　申請者の身分証明書（運転免許書、旅券、マイナンバーカードなど）

・ご本人以外が申請者の場合
　① 法定代理人　　登記事項証明書など
　② 法定相続人（遺族）　戸籍謄本、住民票など
　③ 任意後見人　　登記事項証明書など
　④ 代理権を与えられた親族　　戸籍謄本又は住民票と委任状
　⑤ 患者のお世話をしている親族及び縁故者　　患者様の関係が証明できるもの

提供の可否

・申請書は院内の管理会議において審議し、提供の可否等は病院長が決定します。
・決定の内容には、提供の許諾（全部・一部）と拒絶の３通りがあります。
・決定された内容は、申請書の受付日かの翌日から１４日以内（やむを得ない理由がある時は３０日以内）に申立人宛に通知いたします。

提供できない理由

・提供することにより、第三者の利益を害する恐れがある場合。
・患者様本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合。
・未成年者の法定代理人の申し出の場合であって、提供により当該未成年者の利益に反する場合。
・上記の他、病院長が不適当と認めた場合。
以上のいずれかに該当する場合は、診療記録の開示拒絶意見書を交付いたします。

閲覧での診療録等の開示について

・提供の許諾通知後に申立人と日程の調整をさせていただきます。
・閲覧費用には、立会人等の人件費に相当する費用が含まれます。
・診療情報の閲覧での提供はおおむね３０分以内とさせていただきます。

提供に要する費用

・診療録等の開示に伴い、以下の実費を徴収させていただきます。
１．　開示申請手数料　10,000 円（税込み 11,000 円）
２．　診療情報提供における閲覧費用 30 分　10,000 円　（税込み 11,000 円）
３．　診療録等の複写（コピー）　1 枚 30 円（税込み 33 円）
４．　画像データの複写（コピー）CD-R（DVD）1 枚 1,000 円（税込み 1,100 円）

診療情報提供につきまして、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

新潟白根総合病院
医事課　カルテ開示担当
電話　025-372-2191